

市民委員会資料
令和 8 年 5 月 27 日
総務部総務課

秋田市行政改革市民委員会について

本市における行政改革を推進するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、秋田市行政改革市民委員会を平成 26 年度から設置している。

1 市民委員会の役割

行政改革大綱の策定・推進に関し、意見・提言等を行う。

2 委員の任期

令和 8 年 4 月 1 日から 2 年間とする。

3 組織の構成

- (1) 市長が委嘱する委員 10 名以内で組織する。
- (2) 委員長および副委員長を置き、委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- (3) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員名簿

(五十音順)

いしづか さえこ 石塚 小枝子	河辺わさび座 代表
うえまつ るみ 上松 留美	PLAY+TOYS のはらむら 代表
かわしり くにひろ 川尻 国広	秋田青年会議所 副理事長
くまがい よしたか 熊谷 嘉隆	公立大学法人国際教養大学 理事・副学長
さくらだ ぜんえい 櫻田 善英	エイデイケイ富士システム株式会社 取締役 執行役員常務
さとう いくこ 佐藤 郁子	秋田ふき粉会 代表 えこ・キャンドルクラブ 代表
さとう のりかず 佐藤 功一	秋田商工会議所 専務理事
ふじや か な こ 藤谷 加奈子	株式会社プレステージ・インターナショナル管理部長

秋田市行政改革市民委員会設置要綱

平成26年3月20日

市長 決 裁

(設置)

第1条 本市における行政改革を推進するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、秋田市行政改革市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し、必要な意見を述べ、又は提言を行う。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること
- (2) 行政改革大綱の推進に関すること。
- (3) その他行政改革に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員10名以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に、委員長および副委員長を置き、委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱の廃止)

2 秋田市行政改革推進市民委員会設置要綱（平成23年5月16日市長決裁）は、廃止する。